令和３度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金

申請時確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　認　事　項 | チェック |
| １ | 補助金の交付を受けたときは、制度の趣旨に従い、補助事業により、ものづくりに継続して取り組み、京都府の伝統産業を継承していきます。  〔申請者の年齢が６５歳以上の場合〕  　事業に継続して取り組む後継体制があります。 |  |
| ２ | 交付決定額がいかなる額であっても、事業実施計画に基づき、確実に事業を実施し、事業変更及び事業廃止（死亡又は病気及び災害等の場合を除く）できないことを理解しています。 |  |
| ３ | 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合、取得財産管理台帳（第8号様式）を備え、保管状況を明らかにするとともに、減価償却資産の耐用年数（10年を超える場合は、10年間）に相当する期間は、その処分が制限され、今後10年間は、設備の設置状況に関して、現場検査を受けなければならないことを理解しています。  ※上記に該当される方は、事業完了報告時に取得財産管理台帳（第８号様式）の写しを提出願います。 |  |
| ４ | 以下の事業は補助対象外であることを理解しています。  ・京もの指定工芸品（伝統的な技術又は技法により製造されるもの）を製造するための生産基盤以外の整備事業  ・更新又は改修しようとする設備を構成する部品以外の部品（ストック用消耗品）の購入 |  |
| ５ | 請求書及び振込証憑について、補助事業以外に関する内容は含めないことを理解しています。 |  |
| ６ | 請求業者への支払い方法を証明する書類について、金融機関を通じた振込のみであり、小切手払いや手形、領収書の写し等は認められないことを理解しています。また、振込手数料は別途支払うことを理解しています。 |  |

**氏名又は名称**

**職名・代表者名**